

## 会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和6年度第2回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	個人情報取扱事務について（公開） 1 報告事項 (1) 物価高騰重点支援給付金に関する事務の変更について（生活支援課） (2) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業利用事務の変更について（子ども保育課） 2 諮問事項（非公開） (1) 保有個人情報訂正決定処分に対する審査請求について
日 時	令和6年10月8日（火）13時32分から14時40分まで
場 所	市役所低層棟4階 委員会室
出席委員氏名	須賀 昭徳、金沢 幸彦、玉真 聡志、松本 純子
事務局等	実施機関 岡田 公威（生活支援課給付金担当副主幹）、岡田 尚子（児童家庭課児童給付係長）、若林 靖史（生活支援課主査）、小澤 みどり（子ども保育課長補佐）、染谷 和則（子ども保育課保育係長）、志治 愛弓（子ども保育課管理係主事）、田口 真衣（総務課法務室主任主事）、横瀬 拓海（総務課法務室主事） 事務局 寺門 洋行（総務課長）、関 沙織（総務課市民相談・庶務係主査）
傍 聴 者	1人
議 事	
<p>令和6年度第2回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>1 報告事項</p> <p>(1) 物価高騰重点支援給付金に関する事務の変更について（生活支援課）</p> <p>担当者から概要の説明を受けた。</p> <p>玉真委員 定額減税しきれない額がある者とはどういう者を指すのか。</p> <p>岡田副主幹 定額減税は、課税者が対象となっています。定額減税額は、納税義務者本人及び扶養親族数に基づき控除額減税額が算出されます。定額減税対象者は、特に申請する必要がなく、一人当たり所得税3万円、個人住民税所得割1万円の減額が受けられる措置となっています。こちらが定額減税可能額となります。今回の調整給付金給付事務では、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額を上回る場合に、上回る額を1万円単位に切り上げて算定した額を給付します。定額減税しきれない者とは、令和6年分推計所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額の少なくともいずれか一方を納めており、定額減税しきれない額が生じるこ</p>	

とが見込まれる方を指します。

松本委員 所得税は前年度の所得で計算するのか。

岡田副主幹 所得税は、令和5年分の所得税額から推計して、令和6年分の所得を算定いたします。あくまでも推計ですので支給させていただく調整給付額が実際とかい離がある場合がございます。もし実績が確定した段階で調整給付額が多かった場合は、国からも示されておりますが、返還を求めることはいたしません。一方で給付額が不足している場合につきましては、令和7年度の事業になります。不足額を追加支給させていただくこととなります。

松本委員 令和6年度物価高騰重点支援給付金（調整給付金）についての通知は対象者のみか。対象者以外への周知方法を教えてほしい。

岡田副主幹 現在、対象者に対して確認書及び案内を送付しています。市民に対する周知方法といたしましては、市のホームページ、市の公式LINE及びまめメールの配信、駅への案内掲示並びにまめバスの車内へのチラシの配架等を行っております。対象外だと思われる方若しくは御自身が対象かどうか分からない方についても、できる限り確認いただけるよう努力をしているところでございます。

玉真委員 振込先口座は資産の情報に当たるのではないか。収入及び支出の情報は収集するか。

岡田副主幹 振込先口座の情報は、給付金の振込先を確認するために必要としています。そのため、あえて資産の項目とは別に記載しています。現在の給付金事業は、税情報の結果に基づき、給付金の支給をするものです。課税課で税情報の結果を確認することで足りるため、収入及び支出については情報収集いたしません。

玉真委員 税情報を課税課に確認するのみとの理解でよろしいか。

岡田副主幹 玉真委員のおっしゃるとおりです。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ物価高騰重点支援給付金に関する事務の変更についての議題を終了する。

(2) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業利用事務の変更について（子ども保育課）  
担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 ICTシステムは、直営保育所に通われている園児及び園児の家族に関する情報を市で一括管理できるシステムという理解でよろしいか。

小澤補佐 はい。現在公立保育所は9か所ありますが、そのうち市の直営保育所である福田保育所、中根保育所及び乳児保育所については、ICTシステムの導入により、子ども保育課で情報を確認できるようになります。

玉真委員 公立保育所のうち残り6か所については、今後ICTシステムを導入する予定はあるか。

小澤補佐 その他公立保育所6か所は、現在指定管理者制度により、民間が運営する保育所となりますので、個人情報についても指定管理者が管理している状況です。そのため

ICTシステムを導入する予定はありません。

玉真委員 もしも、ICTシステムを導入した直営保育所から指定管理者が運営する公立保育所に転園となった場合は、個人情報の扱いはどのようになるのか。

小澤補佐 ICTシステムの記録を転園先に渡すことはありません。

玉真委員 個人情報収集項目の中に意見・要望と記載されているが、これは個人情報に当たるのか。

小澤補佐 意見・要望につきましては、保護者が保育士に対して要望を伝える中で、保護者が特定できるような内容が含まれる実例がありましたので、個人情報収集項目の中に追加いたしました。

玉真委員 収集先で、保護者の雇用主が入っているのはなぜか。理由も教えていただきたい。

小澤補佐 市は保育所を利用するに当たって、入所希望している保護者に対し、保護者の状況に応じた認定期間・保育の必要量を判断するため、就業証明書の提出を求めています。就労証明書の中で、勤務先、就労時間、月の就労日数等の情報を収集いたしますので収集先に保護者の雇用主と記載させていただいております。

玉真委員 会社名義で就業証明書を提出するとの理解でよろしいか。

小澤補佐 玉真委員のおっしゃるとおりです。

金沢委員 収集項目にある性質・性格等とは、何を指すのか。

小澤補佐 子どもの発達過程、特性、好きな遊び、こだわり等を指します。これは、子どもの成長について見通しを持ちながら実態に即して保育を行うに当たり、個人的な配慮が必要となるためです。

金沢委員 収集した情報を就学前に小学校と共有することはあるか。

小澤補佐 今回の事務で小学校と情報を共有することはありません。しかし今回の事務とは別に、保育要録を作成する事務がございます。事務の内容は、保育所の保育指針や就学前1年間の発達の記録を要録にして、就学する小学校に提出するものです。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ特定教育・保育施設及び地域型保育事業利用事務の変更についての議題を終了する。

須賀会長 以上で第2回野田市情報公開・個人情報保護審査会のうち、公開の会議を終了する。

以上